

務	00	01	5年
(令和11年3月末まで保存)			

交 企 第 5 3 号
令 和 5 年 5 月 1 5 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

この度、青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年3月青森県条例第20号）が別添のとおり制定された。

制定の理由及び内容は下記のとおりであるから、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の理由

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の第2条改正部分の施行に伴い、特定自動運行に係る許可制度が新設されたことから、当該事務に係る手数料を徴収するため制定されたものである。

2 制定の内容

(1) 手数料を徴収する事務の新設（第1条関係）

手数料を徴収する事務として、特定自動運行の許可に関する事務及び特定自動運行計画の変更の許可に関する事務を規定した。

(2) 手数料額の新設（別表関係）

手数料額として

特定自動運行許可申請手数料 79,200円

特定自動運行計画変更許可申請手数料 78,500円

を規定した。

3 施行期日

令和5年4月1日

担当：交通企画課交通部企画係

○青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第百一号）（傍線の部分は改正部分）

新		旧	
別表（第二条関係）			
<p>第一条（略）</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 法第七十五条の十二第一項の規定による特定自動運行の許可に関する事務</p> <p>五 法第七十五条の十六第一項の規定による特定自動運行計画の変更の許可に関する事務</p> <p>六～二十一（略）</p>		<p>第一条（略）</p> <p>一～三（略）</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p> <p>四～十九（略）</p>	
手数料を納入すべき者	手数料	手数料を納入すべき者	手数料
一～六（略）	名称	一～六（略）	名称
	区分		区分
	金額		金額
七 法第七十五条の十二第一項の規定による特定自動運行の許可申請手数料	特定自動運行許可申請手数料	七 法第七十五条の十二第一項の規定による特定自動運行の許可申請手数料	特定自動運行許可申請手数料
七万九千二百円		七万九千二百円	
八 法第七十五条の十六第一項の規定による特定自動運行計画の変更	特定自動運行計画変更許可申請手数料	八 法第七十五条の十六第一項の規定による特定自動運行計画の変更	特定自動運行計画変更許可申請手数料
七万八千五百円		（追加）	

の許可を受
けようとす
る者

九〇三十 (略)

備考

一 (略)

二 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合における技能検定員審査手数料の額は、表の**第二十号**に定める額から、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める額を減じた額とする。

(表略)

三 技能検定員審査を受けようとする者が前号の表イ及びロに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合並びに同表ハ及びニに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合における技能検定員審査手数料の額は、同号の規定にかかわらず、表の**第二十号**に定める額から、次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める額を減じた額とする。

(表略)

四 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合における教習指導員審査手数料の額は、表の**第二十二号**に定める額から、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める額を減じた額とする。

(表略)

五 教習指導員審査を受けようとする者が前号の表イ及びロに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合並びに同表ニ及びホに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合における教習指導員審査手数料の額は、同号の規定にかかわらず、表の**第二十二号**に定める額から、次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める額を減じた額とする。

(表略)

七〇二十八 (略)

備考

一 (略)

二 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合における技能検定員審査手数料の額は、表の**第十八号**に定める額から、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める額を減じた額とする。

(表略)

三 技能検定員審査を受けようとする者が前号の表イ及びロに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合並びに同表ハ及びニに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合における技能検定員審査手数料の額は、同号の規定にかかわらず、表の**第十八号**に定める額から、次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める額を減じた額とする。

(表略)

四 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合における教習指導員審査手数料の額は、表の**第二十号**に定める額から、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める額を減じた額とする。

(表略)

五 教習指導員審査を受けようとする者が前号の表イ及びロに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合並びに同表ニ及びホに掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合における教習指導員審査手数料の額は、同号の規定にかかわらず、表の**第二十号**に定める額から、次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める額を減じた額とする。

(表略)